

重要事項説明書

(認知症対応型共同生活介護)

(介護予防認知症対応型共同生活介護)

医療法人 朋寿会
グループホーム
福の里 花乃邸

1. 施設の概要

(1) 施設の名称等

施設名	グループホーム 福の里 花乃邸
開設年月日	令和6年7月1日
所在地	名古屋市中村区牛田通1丁目1番地の6
電話番号	052-485-8848
事業所番号	2390500540

(2) 事業の目的及び運営方針

① 事業の目的

医療法人 朋寿会が設置運営するグループホーム 福の里 花乃邸（以下「当事業所」という。）が行う認知症対応型共同生活介護は、認知症の症状を伴う要介護状態の利用者について、家庭的な環境及び地域住民との交流の下、入浴、食事、排せつ等の介護、その他日常生活上の世話をを行うことにより、入居者がその有する能力に応じた自立した生活を営むことができるよう支援することを目的とします。

② 運営方針

- ア) 当事業所は、入居者の意思及び人格を尊重し、常に利用者の立場に立ったサービスの提供に努めるものとします。
- イ) 当事業所は、入居者の人権の擁護、虐待の防止等のため、必要な体制の整備を行います。
- ウ) 当事業所は、事業を提供するにあつては、介護保険法に規定されている介護保険法等関連情報その他必要な情報を活用し、適切かつ有効に行うよう努めるものとします。

(3) 事業所の施設概要

ア) 建築	鉄骨造3階建	785.34㎡
イ) 敷地面積		701.65㎡
ウ) 部屋面積		7.55～8.10㎡
エ) 居室数	1ユニット	9室
	3ユニット	計27室
オ) 食堂・居間	2階 2室	30.38㎡、28.97㎡
	3階 1室	33.78㎡
カ) トイレ	2階 7か所	3階 5か所
キ) 浴室	2階 2か所	3階 1か所
ク) 事務室	2階 1か所	3階 1か所

2 職員の体制

職名	業務内容	人数
管理者	1. 従事者及び業務の実施状況の把握その他の業務の管理を一元的に行います。 2. 従事者に認知症対応型共同生活介護（介護予防認知症対応型共同生活介護）の実施に関し、従事者に対し遵守すべき事項において指揮命令を行います。	1名

計画作成担当者	1. 適切なサービスが提供されるよう介護計画を作成します。 2. 連携する介護老人保健施設、医療機関等との連絡・調整を行います。	1名以上
看護師	1. 入居者の日常的な健康管理及び緊急時の対応、協力医療機関との連絡業務に当たります。	2名以上
介護職員	1. 利用者に対し必要な介護及び世話、支援を行います。	18名以上

3 職員の勤務体制

管理者	週5日勤務（8：30～17：30）
計画作成担当者	週5日勤務（7：00～16：00）（8：30～17：30）
看護職員	（8：30～17：30）、（7：00～16：00）
介護職員	（7：00～16：00）、（8：30～17：30） （10：00～19：00）、（16：30～10：00） （10：00～13：00）、（9：00～17：00）

4 サービス提供時間、利用定員

- ①サービス提供時間 24時間体制
- ②利用定員 1ユニット9名 3ユニット 合計27名

5 提供するサービスの内容

(1) (介護予防) 認知症対応型共同生活介護計画の作成

- ① サービスの提供開始時に、利用者の心身の状況、希望及びその置かれている環境を踏まえて、地域における活動への参加の機会の確保等、他の介護事業者と協議の上、援助の目標、当該目標を達成するための具体的なサービス内容を記載した(介護予防)認知症対応型共同生活介護計画を作成します。
- ② 利用者に応じて作成した介護計画の内容について、利用者及びその家族に対して、説明し同意を得ます。
- ③ (介護予防)認知症対応型共同生活介護計画を作成した際には、当該(介護予防)認知症対応型共同生活介護計画を利用者に交付します。
- ④ 計画作成後においても、(介護予防)認知症対応型共同生活介護計画の実施状況の把握を行い、必要に応じて介護計画の変更を行います。

(2) 食事

- ① 食事時間
 - 朝食 7時45分～ 8時30分
 - 昼食 11時45分～12時30分
 - 夕食 17時45分～18時30分
- ② 利用者ごとの栄養状態を定期的に把握し、個々の利用者の栄養状態に応じた栄養管理を行います。
- ③ 摂食・嚥下機能、その他利用者の身体状況、嗜好を考慮した食事を適切な時間に提供します。

- ④ 可能な限り食堂にて食事していただくことを支援します。
- ⑤ 食事の介助が必要な利用者に対しましては、利用者の身体状況に配慮した食事が行えるよう介助を行います。

3) 生活介護

- ① 一人ひとりの尊厳に配慮し、適切な整容が行われるよう援助します。
- ② 清潔な寝具を提供します。

4) 排泄

- ① 入居者の状況に応じて適切な排泄介助を行うとともに、排泄の自立についても適切な援助を行います。

5) 入浴

- ① 入浴は、1週間に最低2回ご利用いただけます。なお、入居者の身体状況に応じて清拭となることもあります。

6) 機能訓練

- ① 離床援助、屋外散歩同行、家事共同等により生活

7) 相談援助

- ① 入居者及び保証人からの相談について、誠意をもって応じ、可能な限り必要な援助を行うよう努めます。

8) 行政手続き代行

- ① 行政機関への手続きが必要な場合は、入居者や保証人の状況によって代行します。

6 当施設ご利用の際の留意事項

来訪・面会	ご来訪者は、その都度面会簿にご記入ください。 面会時間 8時30分～17時30分
飲食物について	飲食物の持ち込みについては、必ず職員にお申し出ください。
喫煙・飲酒について	施設内は禁煙となっております。タバコ、火気の持ち込みはご遠慮ください。飲酒はお断りしております。
所持金について	所持金のトラブルについては、一切責任を負いませんのでご了承ください。
外出・外泊について	外出・外泊の際には、必ず行先と帰宅時間を職員に申し出てください。
受診について	受診の際は、ご家族様付き添いにてお願いしております。健康保険証、医療受給者証などお持ちください。
相談・要求について	入居後のご本人からの相談や要求については、職員ができる限り解決するよう努力しますが、要求の内容によっては対応できない場合がありますので、ご理解の程お願いいたします。
居室、設備・器具の利用	施設内の居室や設備・器具は本来の用途に従ってご使用ください。これに反したご利用により破損が生じた場合は、賠償していただくことがございます。
危険物の持ち込み禁止について	鋭利なもの（ハサミ、カミソリ、針、ナイフ等）、火気の可能性があるもの（ライター、マッチ等）の持ち込みは禁止いたします。

ペットの持ち込みについて	施設内へのペットの持ち込み及び飼育はご遠慮ください。
連絡先の確認	確認しました連絡先（住所・氏名・電話番号）に変更があった場合は、早急にお知らせ下さい。
禁止事項	多くの方に安心して療養生活を送っていただくために、ご利用者の「営利行為、宗教の勧誘、特定の政治活動」は禁止とさせていただきます。

7 入居対象者

入居を希望される方のうち、次の各項目に適合する方が対象者となります。

- ① 原則として65歳以上（若年性認知症の診断を受けている方を除く）であること。
- ② 要支援2から要介護1～5の被認定者であり、かつ認知症の状態であると医師から診断されていること。
- ③ 施設での共同生活を営むことに支障がないこと。
- ④ 原則として名古屋市に住民票があること。（一部例外もあります。）

8 医療機関との連携

当事業所は、以下の医療機関のご協力をいただいておりますので、入居者の病状が悪化した場合等には、速やかに対応していただくこととしております。

（1）協力医療機関

- ・城西病院（名古屋市中村区北畑町4丁目1番地）
- ・大菅病院（名古屋市中村区大宮町1丁目38番地）
- ・名鉄病院（名古屋市中村区栄生2丁目26番11号）
- ・たんぼぼ薬局城西病院店（名古屋市中村区北畑町4丁目1番地1階）

（2）協力歯科医療機関

- ・かすみおしむら歯科・矯正歯科・口腔機能クリニック
（名古屋市中村区烏森町8丁目306）

9 看護師による健康管理

入居者の日常的な健康管理及び緊急時の対応、協力医療機関との連絡業務に当たり、入居者の病状変化に備えます。

10 利用料金

（1）介護保険給付サービス

利用料金が介護保険から給付される場合

○認知症対応型共同生活介護

- ・介護保険一部負担金

要支援2	749	単位／日額
要介護1	753	単位／日額
要介護2	788	単位／日額
要介護3	812	単位／日額

要介護4 828単位/日額

要介護5 845単位/日額

・その他加算（1日あたり）

○入院時費用（最大6日間）	246単位
○初期加算（最大30日）	30単位
○医療連携体制加算（Ⅰ）（ハ）	37単位
○退去時情報提供加算 1回のみ	250単位
○科学的介護推進体制加算	40単位
○介護職員処遇改善加算（Ⅲ）所定単位数の155/1000単位	

(2) その他の費用について

- 家賃 1,940円（日額）
- 食事 2,000円（日額）
- 光熱水費 600円（日額）
- 管理費 310円（日額）
- その他日常生活において通常必要となるものに係る費用で、利用者が負担することが適当と認められるもの。

※ 月途中における入退居について日割り計算としています。

※ 利用料等の支払いを受けたときは、利用者又はその家族に対し、利用料とその他の利用料（個別の費用ごとの区分）について記載した領収書を交付します。

11 利用料、利用者負担額（介護保険を適用する場合）その他の費用の請求及び支払い方法

- ① 原則として1か月分のご利用料金を一括して請求します。請求書は毎月10日過ぎに前月分を郵送させていただきます。
- ② お支払い方法は、指定の口座より振替させていただくか、指定の口座へのお振込みをお願いします。
- ③ お振込みの場合、請求書記載の銀行口座をお願いします。振り込み手数料はご負担ください。
- ④ 口座振替は、指定の銀行口座より引き落とししますので、ご希望される方は指定の依頼書をお渡しします。

12 入居の手続きに必要な書類

- ①介護保険被保険者証
- ②介護保険負担割合証
- ③健康保険被保険者証（後期高齢者医療保険証）
- ④高齢受給者証
- ⑤身体障害者手帳（障害のある方）

13 医療機関への通院、入退院

- (1) 通院・入退院時の送迎は、原則としてご家族等での対応をお願いします。

(2) 医療機関の入院期間中の対応は、ご家族等でお願います。

14 入退居に当たっての留意事項

- 1 (介護予防) 認知症対応型共同生活介護の対象者は、要介護(要支援者)であつて認知症であるもののうち、少人数による共同生活を営むことに支障がない者とし、次のいずれかに該当する者は対象から除かれます。
 - イ) 認知症の症状に伴う著しい精神症状を伴う者
 - ロ) 認知症の症状に伴う著しい行動異常がある者
 - ハ) 認知症の原因となる疾患が急性の状態にある者
- 2 入居申込者の入居に際しては、主治医の診断書等により、当該入居申込者が認知症の状態にあることの確認を行います。
- 3 入居申込者が入院治療を要する者であること等、入居申込者に対して自ら必要なサービスの提供が困難であると認められた場合は、他の適切な施設、医療機関を紹介する等の適切な措置を速やかに講じます。
- 4 利用者の退居に際しては、利用者及びその家族の希望、退居後の生活環境や介護の連続性に配慮し適切な援助、指導を行うとともに、居宅介護支援事業者等や保健医療、福祉サービス提供者と密接な連携に努めます。

15 衛生管理等

- 1 衛生管理について
利用者の使用する施設、食器その他の設備又は飲用に供する水について、衛生的な管理に努めるとともに、衛生上必要な措置を講じます。
- 2 感染症予防と対策
ノロウイルス・インフルエンザ等の感染症予防マニュアル及び感染症発生時の業務継続計画を整備し、従業者に周知徹底しています。
また、感染症の予防及び指針を整備するとともに、感染症対策委員会を設置し、6か月に1回以上開催し、その結果について従業者に周知徹底を図ります。また、従業者全員に研修及び訓練を定期的(年2回以上)に行うこととします。
- 3 関係機関との連携
事業所において、食中毒及び感染症が発生し又は蔓延しないように必要な措置を講じます。また、食中毒及び感染症の発生を防止するための措置等について、必要に応じて保健センターの助言、指導を求めるとともに、常に密接な連携に努めます。

16 緊急時の対応方法について

(介護予防) 認知症対応型共同生活介護の提供中に、利用者の病状の急変が生じた場合、その他必要な場合には、速やかに協力医療機関への連絡を行う等の必要な措置を講じるとともに、利用者が予め指定する医療機関等にも連絡します。

17 事故発生時の対応方法

利用者に対する(介護予防) 認知症対応型共同生活介護の提供により事故が発生した場合は名古屋市、利用者の家族に連絡を行うとともに、必要な措置を講じま

す。事故については、事業所として事故の状況、経過を記録し、原因の分析、再発防止のための取り組みを行います。

また、利用者に対する（介護予防）認知症対応型共同生活介護の提供により、賠償すべき事故が発生した場合は、損害賠償を速やかに行います。

18 非常災害対策

1. 事業所に災害対策に関する担当者（防火管理者）を置き、非常災害対策に関する取組を行います。

非常災害に関する担当者（防火管理者）：佐藤 貴

2. 非常災害に備えて、消防計画、風水害、地震等の災害に対処するための計画（避難計画及び業務継続計画）を作成し、非常災害時の関係機関への通報及び連携体制を整備し、それらを定期的に従業員に周知します。
3. 定期的に避難、救出その他必要な訓練を行います。
4. 避難訓練実施時期：（毎年2回）

19 サービス提供に関する相談、苦情

（1）苦情処理の体制及び手順

（ア）提供した（介護予防）認知症対応型共同生活介護に係る利用者及びその家族からの相談及び苦情を受付けるための窓口を設置します。

（イ）相談及び苦情に円滑かつ適切に対応するための体制及び手順は以下のとおりです。

1. 担当者は、直ちに利用者又はその家族連絡を取るとともに、事情を聴き、苦情の内容の詳細を確認する。
2. 担当者は、介護従事者全員を招集し苦情処理に向けた検討会議を開催し、検討会議の結果を踏まえた具体的な対応に従事者に指示する。
3. 担当者は、利用者又はその家族に対し、検討会議の結果を具体的な指示の内容を報告する。
4. 担当者は、再発防止の徹底について従事者全員に周知徹底する。

（2）苦情申立の窓口

事業者の窓口	名古屋市中村区牛田通1丁目1番地の6 担当者 佐藤 貴（計画作成担当者） 電話番号 052-485-8848 Fax 052-526-3834
市町村の窓口	名古屋市健康福祉局高齢福祉部 介護保険課 居宅指導担当 電話番号 052-959-2592 名古屋市中村区 区民福祉部福祉課 電話番号 052-453-5420 国民健康保険連合会 電話番号 052-971-4165

20 秘密の保持と個人情報の保護

(1) 利用者及び家族に関する秘密の保持について

- (ア) 事業者は、利用者の個人情報について「個人情報の保護に関する法律」及び厚生労働省が作成した「医療・介護関係事業者における個人情報の適切な取り扱いのためのガイドライン」を遵守し、適切な取り扱いに努めるものとします。
- (イ) 事業者及び従業者は、サービスを提供する上で知り得た利用者及び利用者家族の秘密を正当な理由なく、第三者に漏らしません。また、この秘密を保持する義務は、サービスの提供が終了した場合においても同様とします。
- (ウ) 事業者は従業者に対して、業務上知り得た利用者及びその家族の秘密を保持させるため、従業者として在籍している期間及び従業者でなくなった後においても、その秘密を保持すべき旨を、従業者との雇用契約の内容とします。

(2) 個人情報の保護について

- (ア) 事業者は、利用者からあらかじめ文書で同意を得ない限り、利用者の個人情報を用いません。また、利用者家族個人情報についても、あらかじめ文書での同意を得ない限り、利用者の家族の個人情報を用いません。
- (イ) 事業者は、利用者及びその家族に関する個人情報が含まれる記録物（紙媒体及び電磁的記録媒体）については、善良な管理者の注意をもって管理し、また処分する際にも、第三者への漏洩を防止するものとします。
- (ウ) 事業者が管理する情報については、利用者の求めに応じてその内容を開示することとし、開示の結果、情報の訂正、追加または削除を求められた場合は、遅滞なく調査を行い、利用目的の達成に必要な範囲内で訂正を行うものとします。

21 虐待の防止

事業者は、利用者等の人権の擁護・虐待の防止等のために、次に掲げるとおり必要な措置を講じます。

- (1) 事業所における虐待の防止のための指針を整備し、高齢者虐待防止検討委員会を設置します。また、1年に1回以上委員会を開催します。
- (2) 従業者に対する虐待防止を啓発するための研修を実施するとともに、研修を通じて、従業者の人権意識の向上や、知識・技術の向上に努めます。
- (3) 個別支援計画の作成など適切な支援の実施に努めます。
- (4) 従業者が支援にあつたての悩みや苦労を相談できる体制を整えるほか、従業者が利用者等の権利擁護に取り組める環境の整備に努めます。

22 身体拘束

事業者は、原則として利用者に対して身体拘束を行いません。ただし、自傷他害等のおそれがある場合など、利用者本人または他人の生命・身体に対して危険が及ぶことが考えられるときは、利用者に対して説明し、同意を得た上で、次に掲げること留意して、必要最小限の範囲内で行うことがあります。その場合は、身体拘束の内容、目的、拘束の時間、経過観察や検討内容を記録し保存します。

また、事業者として、身体拘束等の適正化を図るための指針を整備し、身体拘束

等の適正化の対策を検討する委員会を3か月に1回開催するとともに、定期的に研修を実施します。

23 地域との連携

- (1) 事業所の運営のあたっては、地域住民又はその自発的活動等との連携及び協力を行う等地域との交流に努めます。
- (2) (介護予防) 認知症対応型共同生活介護の提供にあつたては、利用者、利用者の家族、地域住民の代表者、(介護予防) 認知症対応型共同生活介護について知見を有する者等により構成されている協議会(以下この項において「運営推進会議」という。)を設置し、概ね2か月に1回以上運営推進会議を開催します。
- (3) 運営推進会議に対し、サービス内容及び活動状況を報告し、運営推進会議による評価を受けるとともに、必要な要望・助言等を聴く機会を設けます。また、報告・評価・要望・助言等についての記録を作成し、公表します。

24 業務継続計画の策定

- (1) 感染症や非常災害の発生時において、利用者に対する(介護予防) 認知症対応型共同生活介護の提供を継続的に実施するための、及び非常時の体制における業務再開を図るための計画(業務継続計画)を策定し、当該業務継続計画に従って必要な措置を講じます。

以上の内容を2通作成し、利用者及び事業者は記名押印のうえ、各自1通を保有します。

グループホーム 福の里 花乃邸を利用するにあたり、利用料金・重要事項に関する説明を受け、これらの内容に関して担当者による説明を受け、これらを十分に理解しましたので、同意します。

令和 年 月 日

<利用者>

住所

氏名

電話番号

<署名代行者>

住所

氏名

電話番号

署名代行理由

<身元引受人>

住所

氏名

電話番号

続柄

<事業者>

住所 〒453-0816

愛知県名古屋市中村区牛田通1丁目1番地の6

名称 医療法人 朋寿会

グループホーム 福の里 花乃邸

理事長 野村 敬史

電話番号 052-485-8848 FAX 052-526-3834

利用料金のご案内

* (介護予防)認知症対応型共同生活介護利用料金

- * 介護保険対象分には地域加算(1単位:10,68円)で計算されています。
- * 介護保険対象分の自己負担額は、各利用者の介護保険負担割合証に記載された負担割合(1~3割等)を乗じた額とする。
- * 介護保険対象分の表示負担額は、自己負担分1割を表示しています。

◆介護保険対象分の自己負担(1日につき)

令和6年7月より適用

サービス内容			負担分	
(介護予防) 認知症対応型共同生活介護費 II	要支援2	749	単位/日	800 円
	要介護1	753	単位/日	804 円
	要介護2	788	単位/日	842 円
	要介護3	812	単位/日	867 円
	要介護4	828	単位/日	884 円
	要介護5	845	単位/日	902 円
入院時費用(最大6日間)		246	単位/日	263 円
初期加算(最大30日)		30	単位/日	32 円
医療連携体制加算 I (ハ)		37	単位/日	40 円
退去時情報提供加算 1回のみ		250	単位/回	267 円
科学的介護推進体制加算		40	単位/日	43 円
介護職員処遇改善加算Ⅲ(所定単位数の155/1000加算)			/月	

※入居実費負担

家賃		日額	1,940	円
食材料費		日額	2,000	円
水光熱費		日額	600	円
管理費		日額	310	円
理美容代	調髪		2,400円/回	
	顔剃り		1,300円/回	
	毛染め(シャンプーブロー込)		4,400円/回	
	パーマ(シャンプーブロー込)		4,950円/回	